

お知らせ

水道契約者の皆様

杉戸町水道事業
杉戸町長 窪田 裕之

水道料金の基本料金の免除について〔第4弾〕

物価高騰による経済的負担を軽減するため、国の交付金を活用し、水道料金の基本料金を4か月間(2検針分)免除します。(官公署は除く)

なお、超過料金及び下水道使用料等は対象外です。

〈対象期間〉※検針は基本的に2か月に1回行います。

- ・偶数月検針地区: 令和7年4月、6月検針分
- ・奇数月検針地区: 令和7年5月、7月検針分
- ・毎月検針の方: 令和7年4月～7月検針分

今回の免除について、手続きは不要です。

《重要》

検針後に投函又は郵送する「水道使用量等のお知らせ(検針票)」には基本料金の免除後の水道料金が記載されています。

ご不明な点等がありましたら、以下のお問合せ先までご連絡をお願いします。

【お問合せ先】

杉戸町上下水道課 0480-37-1240

◆裏面もあります◆

水道使用水量等のお知らせ(検針票)の記載例

お客様番号

水道使用水量等のお知らせ

使用場所

使用者名 様

請求年月 令和 年 月 分

口径：20mm ①

(ご使用期間) 令和 年 月 日～令和 年 月 日 メーター番号：

水道使用量	
今回指針	230
前回指針	198
旧メーター水量	0 m ³
今回使用水量	32 m ³
検針日 令和 年 月 日	
前回使用水量	38 m ³
前年同月使用水量	36 m ³

区 分	水 道	下 水 道
使用量／排水量	32 ^{m³}	32 ^{m³}
料 金	② 2,948 円	2,860 円
うち消費税10%	円	260 円
合 計 金 額	5,808 円	
口座振替予定日	令和 年 月 日	
杉戸町水道事業徴収事務等受託者 (株)日本ウォーターテックス検針員		

お客様への連絡：検針員から連絡：物価高騰の支援策で、水道基本料金を免除して請求しています。 ④

お問合せ先	杉戸町上下水道課	TEL:0480-37-1240
-------	----------	------------------

※このお知らせ票でのお支払いはできません。

杉戸町水道事業
杉戸町下水道事業

T1800020005376
T9800020005740

【記載内容】

- ①……水道メーターの口径です。
- ②・③……免除後の金額が表示されています。
- ④……この記載がある検針分の基本料金が免除となります。

【水道基本料金 早見表】

以下の金額が免除されます。

メーター口径	基本料金 (2か月税込)
13mm	1,430円
20mm	1,540円
25mm	3,410円
30mm	5,170円
40mm	9,900円
50mm	17,600円
75mm	51,700円
100mm	110,000円

※基本料金に含まれている使用水量は2か月につき10m³までです。

※詳細については町の広報またはホームページで確認をお願いいたします。